Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

平成 30 年 6 月 25 日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

国から導入促進基本計画の同意を得ました！

先端設備等導入計画の申請の受付を開始します！

生産性向上特別措置法第３７条第１項に基づき策定した本市の基本計画について、国から同意を得ました。つきましては、市内の中小企業者の皆様は、下記のとおり生産性向上特別措置法及び当該基本計画等に基づき、先端設備等導入促進計画を作成し、豊川市の認定を受けることができるようになります。

記

１　導入促進基本計画
　　別紙のとおり
２　受付開始日
　　平成３０年６月２５日（月曜日）
３　申請の流れ

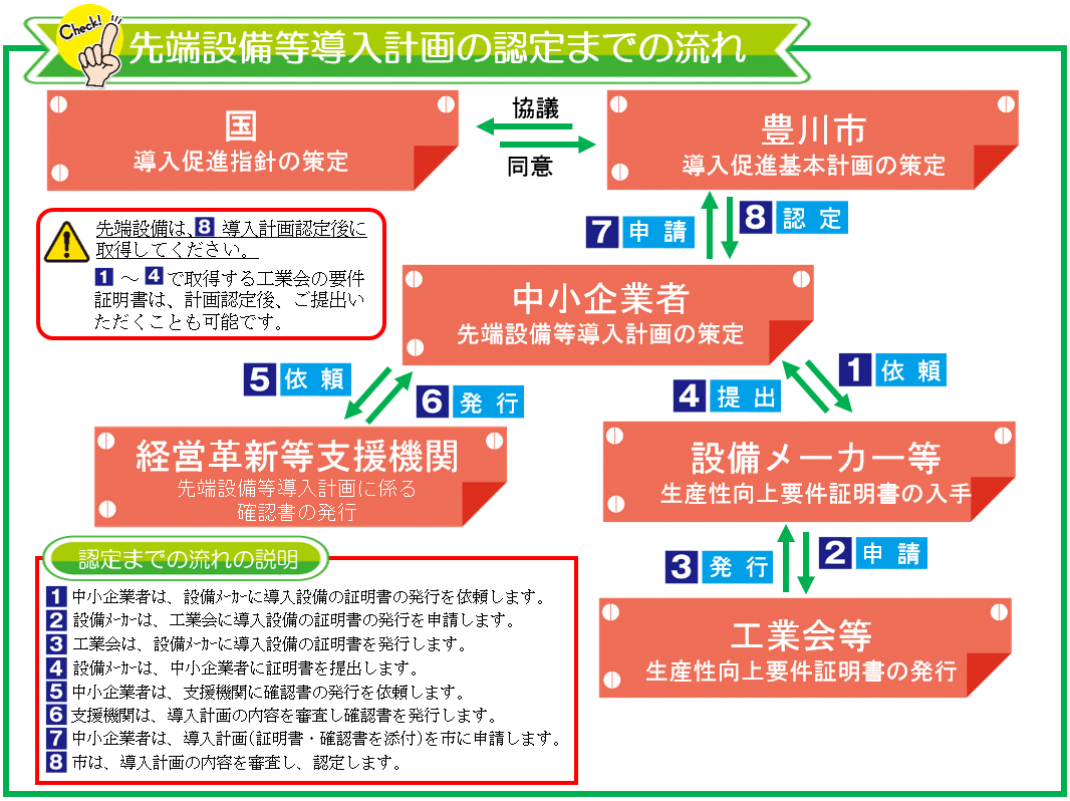

TOYOKAWA

4　導入計画の主な内容

主な項目	内容
計画期間	計画認定から３年間～５年間
現状認識、事業の内容	事業概要、経営状況及び先端設備等の導入内容を記載
労働生産性	計画期間内において前年度比年平均３％以上の向上することが必要 算定式　$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量}}$（労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 【減価償却費の種類】 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア ※　固定資産税のゼロの適用を受ける場合には、導入する設備が導入前の設備に比べ年１％以上の生産性の向上する性能を有し、最低価額や販売開始時期などについても条件がありますので、ご注意ください。
先端設備等の説明	設備の導入時期、金額や導入に係る資金の調達方法等を記載

5　支援措置

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者の皆様は、計画に基づき導入した設備の償却資産の固定資産税が３年間ゼロになる税制支援や中小企業信用保険法の特例として保証枠が拡大になる金融支援を受けることができます。

6　その他

先端設備等導入計画に指定する先端設備等と固定資産税の特例措置が受けられる償却資産の条件が異なりますので、ご注意ください。

【お問合せ先】
豊川市役所 産業部商工観光課　岩瀬、柴田
TEL:0533-89-2140 Eメール：shoko@city.toyokawa.lg.jp

豊川市導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・地域の人口構造

地域の人口構造は、平成２７年では男性が９０，８６９人、女性が９１，５６７人、合計が１８２，４３６人で、平成２２年と平成２７年を比べると５０８名増加し、世帯数は、平成２７年では６７，９７６世帯で、平成２２年と平成２７年を比べると３，０７２世帯増加している。

年齢３区分別の人口動向は、平成２７年では１５歳未満が２６，１５３人、１５～６４歳が１１０，２０３人、６５歳以上が４５，２５６人で、平成２２年と平成２７年を比べると１５歳未満が１，１４１人、１５～６４歳が５，３４０人の減少、６５歳以上が７，０４１人増加している。

今後、人口全体が縮小傾向であって、生産年齢人口である１５～６４歳の人口が大幅に減少し、６５歳以上の高齢者比率が増大することが懸念される。

そして、このような状況下では、人口及び労働人口が減少していく中で、売上高等も減少していくことが予想されるとともに、労働力の確保が難しく特に地域経済を支える中小企業の従業員不足という企業活動に著しく影響を与える事態を招くことが想定され、従業員一人当たりの生産性の向上を図る取り組みが重要である。

○　人口及び世帯数（単位：人（人口）、世帯（世帯数））

	平成１７年	平成２２年	平成２７年
男	90,367	90,328	90,869
女	91,077	91,600	91,567
合計	181,444	181,928	182,436
世帯数	61,777	64,904	67,976

（出展：国勢調査より）

○　年齢３区分別の人口（単位：人）

	平成１７年	平成２２年	平成２７年
１５歳未満	27,748	27,294	26,153
１５～６４歳	121,063	115,543	110,203
６５歳以上	32,591	38,215	45,256
年齢不詳	42	876	824
合計	181,444	181,928	182,436

（出展：国勢調査より）

・豊川市における産業構造及び中小企業者の実態

平成２６年の事業所数は、「卸売業、小売業」が１，８１３事業所、「製造業」が１，０２２事業所、「宿泊業、飲食サービス業」が８０１事業所で、合計７，１７８事業所のうち約５１％を占めている。平成２４年と平成２６年を比べ特に増減している業種は、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「学術研究、専門・技術サービス業」が増加し、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「建設業」が減少している。

平成２６年の従業者数は、「製造業」が２８，０２１人、「卸売業、小売業」が１３，９１６人、「宿泊業、飲食サービス業」が５，８８６人で、合計７７，９８２人のうち約６１％を占めている。平成２４年と平成２６年を比べ特に増減している業種は、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」が増加し、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「建設業」が減少している。

平成２４年度の売上高は、「製造業」が３６７，９３２百万円、「卸売業、小売業」が１６０，３６５百万円、「建設業」が５５，３７４百万円となっており、合計７７１，５２４百万円のうち約７６％を占め、平成２４年の付加価値額は、「製造業」が７５，５０２百万円、「卸売業、小売業」が２７，９２９百万円、「医療、福祉」が２１，７５０百万円となっており、合計１８３，００４百万円のうち約６９％を占めている。

以上の状況を見ると、地域の経済活動を支える主要な業種は、事業所数、従業員数、売上高及び付加価値額において、産業大分類の業種の中で１番目・２番目に位置している「製造業」及び「卸売業、小売業」であることが分かる。しかしながら、労働生産性では、「製造業」は上位から６番目、「卸売業、小売業」は上位から１０番目と全体の低位に位置しており、当該業種の労働生産性を向上させ、一人当たりの労働者の生み出す成果の効率化を図ることは、地域経済の健全な発展につながるものである。

また、近年の景況感においては、地域における個人消費が緩やかに回復する中で、人手不足や同業者間との競争等を背景に僅かに後退しており、中小企業者の実態については、人手不足の深刻化や原材料費の高騰によるコストの負担増などの、収益構造に直接影響を与える経営課題に直面している。

このような状況を打破するため、主要な業種に限らず地域経済をけん引する中小企業者の全ての業種において、設備投資等を通じた生産性の向上に資する事業を推進しつつ、経営効率の改善を図ることも重要である。

なお、本市における中小企業者への支援について、工場、研究所の新増設等や創業、経営革新及び販路開拓等の事業に要する経費に対する補助制度や、設備投資等に係る事業資金の円滑な確保を支援する融資制度を実施することで、事業所等の増加を図り、地域経済の活性化を推進しているところである。

○　事業所数　（単位：事業所）

産業大分類名	平成２１年	平成２４年	平成２６年
農業，林業	41	39	44
漁業	6	6	7
鉱業，採石業，砂利採取業	3	2	0
建設業	800	753	713
製造業	1,093	1,047	1,022
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	3
情報通信業	30	24	25
運輸業，郵便業	197	178	167
卸売業，小売業	1,996	1,836	1,813
金融業，保険業	97	100	100
不動産業，物品賃貸業	275	273	269
学術研究，専門・技術サービス業	256	254	261
宿泊業，飲食サービス業	887	850	801
生活関連サービス業，娯楽業	733	738	696
教育，学習支援業	295	294	305
医療，福祉	421	467	521
複合サービス事業	42	41	43
サービス業（他に分類されないもの）	398	395	388
合計	7,572	7,300	7,178

（出展：経済センサス基礎調査、活動調査より）

○　従業者数　（単位：人）

産業大分類名	平成２１年	平成２４年	平成２６年
農業，林業	429	422	498
漁業	52	39	40
鉱業，採石業，砂利採取業	15	4	0
建設業	4,948	4,503	4,286
製造業	26,885	27,881	28,021
電気・ガス・熱供給・水道業	68	68	70
情報通信業	187	126	141
運輸業，郵便業	4,495	3,862	3,507
卸売業，小売業	14,141	12,762	13,916
金融業，保険業	1,218	1,365	1,192
不動産業，物品賃貸業	996	994	1,069
学術研究，専門・技術サービス業	1,152	1,150	2,138
宿泊業，飲食サービス業	7,173	6,695	5,886
生活関連サービス業，娯楽業	3,609	3,846	3,319
教育，学習支援業	1,320	1,314	1,318
医療，福祉	5,933	6,937	7,615
複合サービス事業	509	383	767
サービス業（他に分類されないもの）	3,595	3,903	4,199
合計	76,725	76,254	77,982

（出展：経済センサス基礎調査、活動調査より）

○　平成２４年の売上高、付加価値額及び労働生産性

産業大分類名	売上高（百万円）	付加価値額（百万円）	労働生産性（百万円／人）
農業，林業	1,905	634	1.2731
漁業	873	274	6.85
鉱業，採石業，砂利採取業	×	×	×
建設業	55,374	13,922	3.2483
製造業	367,932	75,502	2.6945
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－
情報通信業	953	169	1.1986
運輸業，郵便業	21,342	8,197	2.3373
卸売業，小売業	160,365	27,929	2.007
金融業，保険業	11,509	5,811	4.875
不動産業，物品賃貸業	8,528	2,708	2.5332
学術研究，専門・技術サービス業	5,972	2,997	1.4018
宿泊業，飲食サービス業	11,176	4,714	0.8009
生活関連サービス業，娯楽業	39,489	7,124	2.1464
教育，学習支援業	4,662	2,509	1.9036
医療，福祉	36,623	21,750	2.8562
複合サービス事業	29,699	2,537	3.3077
サービス業（他に分類されないもの）	15,122	6,227	1.483
合計	771,524	183,004	

（出展：経済センサス基礎調査、活動調査より）

（２）目標

先端設備等の導入の促進に係る目標は、先端設備等導入計画の認定件数、製造業の事業所数及び店舗等の事業所数とする。

なお、製造業の事業所数及び店舗等の事業所数は、第６次豊川市総合計画に掲げる工業の振興及び商業の振興に係る施策の目標指標であって、当該先端設備等の導入を促進し当該目標指標の達成を後押しする。

○　目標

項目	目標
先端設備等導入計画の認定件数	３０件
製造業の事業所数	５００事業所
店舗等の事業所数	２，５００事業所

※　製造業の事業所数は、従業者４名以上の事業所数。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定する中小企業者は、国が策定した中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針及び当該基本計画を踏まえ、先端設備等を導入することで生産性の向上を図ることとする。

なお、生産性の向上に係る目標は、先端設備等の導入前と比べ、労働生産性が前年度比年平均３％以上向上することを目指す。

労働生産性は、以下のとおり算出した数値とする。

（労働生産性）

営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間）で除したもの。

２　先端設備等の種類

先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項で規定する指定設備の全てとする。

○　指定設備

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具 ※電気又は電子を利用するものを含む。
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

先端設備等の導入を促進する対象地域及び業種・事業については、豊川市第６次総合計画に定める中心拠点及び地域拠点に限らず、その周辺地域にも多くの中小企業者が立地しているため市域全域を対象地域にするとともに、中小企業者の設備投資等を通じた労働生産性の向上に資する幅広い取組みを促進するため、全ての業種・事業を対象とし、市域全体における生産性の向上を図る。

（１）対象地域

対象地域は、市域全域

（２）対象業種・事業

対象業種・事業は、全ての業種・事業

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・　当該基本計画では、先端設備等の導入を通じた生産性の向上を達成することで、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する事業を推進することが目的であるため、先端設備等導入計画を策定する中小企業者は、安易な人員削減等を目的とした先端設備等の導入にならないように、地域の雇用の安定にも配慮することとする。

・　公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとする。

・　先端設備等導入計画を策定する中小企業者は、当該導入計画に沿った先端設備等の導入に係る進捗状況や自己評価の実施状況等を把握するための調査に協力することとする。

（備考）

用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム

経済産業大臣
（導入促進指針の策定）

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ↑ ↓ 認定 ⇒

先端設備等導入計画

申請事業者
（中小企業等（詳細右図））

事前確認
（必須）

【支援措置】
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援
  （地方税法に基づき課税標準を３年間ゼロ～１／２間で市町村の定める割合に軽減）
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
  （信用保証）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
  （審査時の加点）

認定経営革新等支援機関
例 ・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・士業等の専門家　　等

○認定を受けられる「中小企業者」の規模
（中小企業等経営強化法第2条第１項）

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第１項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
政令指定業種	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
政令指定業種	旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注）税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

固定資産税の特例について（スキーム図）

＜工業会等の確認内容＞

○一定の期間内に販売が開始されたモデルであること

○生産性向上（年平均１％以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

＜経営革新等支援機関の確認内容＞

○先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均３％以上向上するかについて確認

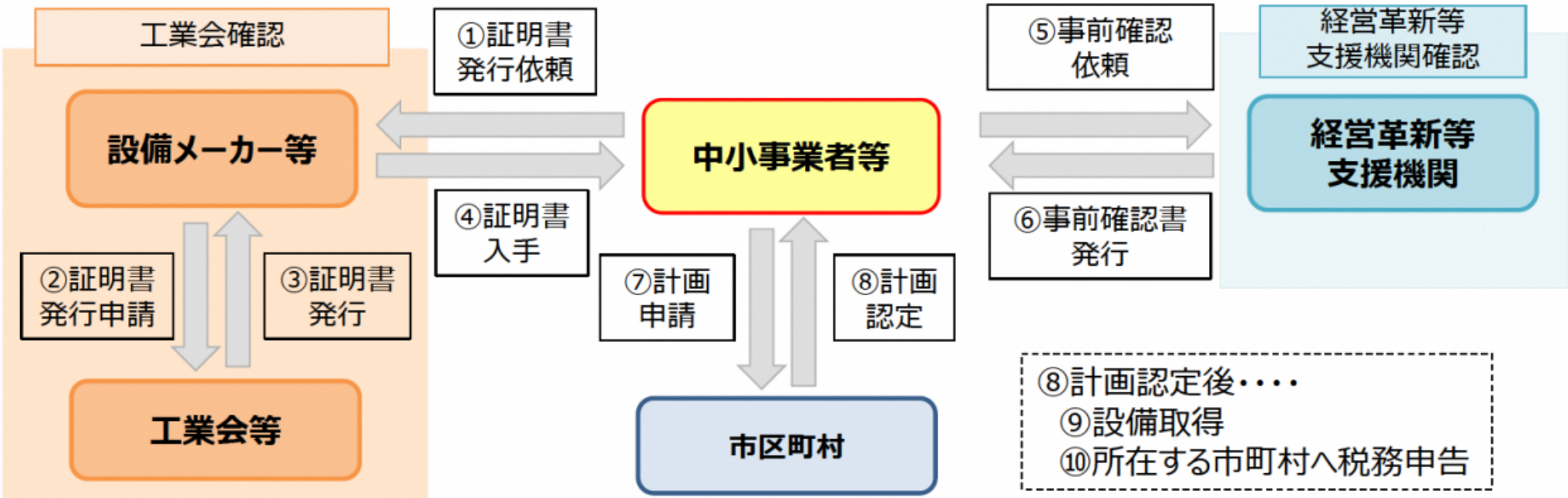

【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）<詳細次頁>

【注2】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご留意ください。

※１　当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※２　設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。

※３　補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご留意ください。